

北海道生涯学習審議会規則（平成3年9月6日北海道教育委員会規則第18号）

北海道教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第1項及び北海道生涯学習審議会条例（平成3年北海道条例第18号）第6条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

（専門委員）

第1条 北海道生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の専門委員の数は、専門の事項ごとに5人以内とする。

2 専門委員は、審議会の指示を受けて当該専門の事項を調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（庶務）

第2条 審議会の庶務は、生涯学習推進局生涯学習課において処理する。

（会長への委任）

第3条 この教育委員会規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月29日教育委員会規則第11号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則（中略）は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日教育委員会規則第7号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教育委員会規則第4号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月31日教育委員会規則第10号抄）

（施行期日）

1 この教育委員会規則は、平成19年6月1日から施行する。